

新党日本代表 田中康夫 質疑  
2011/10/25(火) 11:48~12:04  
第179回国会(臨時国会)  
衆議院 震災復興特別委員会

所信的発言に対する一般質疑



さあ、信じられる日本へ。

新党日本  
nippon-dream.com

○赤松委員長 次に、田中康夫君。

○田中(康)委員 与党統一会派、国民新党・新党日本の田中康夫です。

まず、本日は財務副大臣の五十嵐文彦さんにもお越しいただいていますので、まず最初にお尋ね申し上げたいと思います。

今回の一連の郵政改革法案というものを財務省としてはどのようにとらえていらっしゃるのか、また、そのメリットというものに関してお話しただければと思います。

○五十嵐副大臣 御質問ありがとうございます。

御存じのとおりでございますが、今回の郵政改革法案が成立をし、その他、郵政株式会社の経営状況を勘案いたしますけれども、この条件が整えばできるだけ速やかに株式を売却するというところで、これはトータルとして震災対策、復興債の償還に充てて、そして、その分余裕があれば償還に

充てる税制措置を短縮、縮減できるということでございます。

○田中(康)委員 ありがとうございます。

先般、私どもの亀井静香と財務省の勝栄二郎事務次官とお話をしたときにも、やはり日本の国益のため、あるいは国民益のために一連の改革法案というものを早期に成立させたいという大変心強い御意見をいただきました。

十月の二十一日に全議員に財務省から配付された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(仮称)について」というのがございます。この中に、(4)といたしまして「検討事項(「政府・与党合意」の条文化)」というのがございます。そして、その中の③として「日本郵政株式会社の株式について、経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に処分する。」また、④として「②③による財源確保が見込まれる場合、①の見直しに基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための措置を講ずる。」というふうにお書きでいらつしやいます。

これは、この前日に、私ども国民新党・新党日本の会合のときに財務省の方からいただいたペーパーの「復興財源確保法案(仮称)の骨子(イメージ)」とございまして、その中の7として「更なる税外収入の確保 日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努めることなど平成二十三年九月二十八日政府・与党合意(1、2、4及び5)の条文化」ということがございますが、この書面の御認識でよろしゅうござい

ますね。

○五十嵐副大臣 そのとおりでございます。

○田中(康)委員 ありがとうございます。

また、ただいま御紹介申し上げました九月二十八日の政府・与党合意では、各論として、「5 また、(1)日本郵政株式について、郵政改革連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する」、(2)として「上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、今後十年間を基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。」というふうに記載されてございます。

これに先立つての概論的などころでは、1として「政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。」また、2として「集中復興期間中の復興・復興対策の事業規模とその財源(復興の財源フレーム)については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の」「時限的な税制措置を講じる。」加えて、4として「なお、十年間トータルの税外収入等は段階を経て七兆円になり、結果として、増税額は九・二兆円になる。そのため、「中略でございますが、「売却可能とな

った政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。」というのが政府・与党の合意書でございます。

先ほど来申し上げました各論、概論、またこのスキームというものもよろしゅうございませうか。御確認くださいませ。

○五十嵐副大臣 先生御指摘のとおりでございます。

○田中（康）委員 ありがとうございます。

昨日の財務大臣の御発言でも、

郵政改革関連法案は、利用者の視点に立つて、郵政事業のサービスが全国あまねく郵便局で一体となって提供されることを確保するものであり、早期の成立を図ることが重要と考えております。

その上で、先般閣議決定した平成二十三年度第三次補正予算及び復興財源の基本的方針等を踏まえ、郵政改革関連法案の成立後の日本郵政株式会社経営状況等を勘案しつつ、日本郵政株式をできる限り速やかに売却するよう努めてまいり所存です。

というふうに言明されていますので、財務省も法案成立に向け全面協力することだと思えます。

昨日は、財務大臣以外はそれぞれこのような表紙がついておりましたが、きょうも私は先ほど財金委員会に出ましたが、財務省はもとより、このような一枚の紙を無駄にすることなく本文から始まっているという、財政規律をおもんばかっている省庁でございます。自見大臣も、きのうは表紙

がございましたが、財金委員会では表紙なく所信を述べられております。

まさに私どもは、大増税というものやTPPというようなものには、それは日本の国益を損ねるという観点でございますが、逆に言えば、そうした中でも財政規律を健全化させていく、増税なき復興再建、そして増税なき財政再建という中においても、この郵政の関連法案が早期に成立をするということが国民益であろうかと思えます。

五十嵐さん、どうもありがとうございます。

ところで、私の選挙区は兵庫八区というところなのでございますが、その兵庫県をフランチャイズとする神戸新聞は、昨年十一月八日の社説で、「たなざらしは国益損なう」と題して、郵政改革法案に関する社説を掲載いたしました。私が知る限り、いわゆる新聞で最初に社説としてこのことを掲げたのは神戸新聞でございます。

この中から、「民営化から三年あまり、一現在四年でございますが、「郵政改革は完全に足踏みしているように見える。加えて、肝心の経営がじり貧になりつつあることも不安を増幅させる。」「このまま「改革」が不透明な状態で続くと、郵政の経営基盤が取り返しのつかないほど弱体化しかねない。現場で働く社員の士気低下も懸念されるところだ。」「公共性を守りつつ、非効率な官業体質は刷新する。収益性を高められる部分は大胆に高める。採算を度外視してでも守るべきサービスは、きちんと守る。筋の通ったものにしなればならない。」「ねじれ国会を理由に、停滞させたまま放置することは国益に反する。」という

ふうに記しました。

兵庫県は御存じのように、肅軍演説、反軍演説で知られて、国家総動員法案に関しても、この法案は余りに政党をなめている、私は自由主義最後の防衛のために一戦する覚悟だというふうに述べました斎藤隆夫という者を輩出しておりますが、まさにその斎藤隆夫を輩出した郷土の新聞かと思えます。

その直後に、十二月一日にも日本最大の発行部数を誇る読売新聞が「棚ざらしは国民利益に反する」と題する社説を掲げております。いずれも一年前のお話でございます。また、日本経済新聞も昨年十一月三十日の夕刊で「郵政改革論議に道筋を」という見出しのもと、「与野党で法案の修正協議を早急に始めるべきだ。放りっぱなしを続けるなら国民の資産である郵政事業の劣化だけが進む。」というふうに記しております。

言論の場で一年前から言われてきたことが、このように委員会が開かれ、そして今後法案の審議という形につながっていくのであろうと思えますが、その中で、自見さんとまた川端さんに、端的に改めての御覚悟をお聞かせいただければと思います。

○自見国務大臣 田中康夫議員から、今回国会派を組ませていただいているということもございませうが、長野県は大変過疎の県でもございますが、県知事さんをされて、大変、今は兵庫県の出身の国会議員でございますが、今先生が言われた、たなざらしは国益に反するということを神戸新聞が一番最初に書いていただいて、全国大手の論説も

そういうふうを書いていただいたわけでございます。

私の立場としてはありがたいことで、そういったことがまさにこの国会を、国権の最高機関を動かしていただいて、きょうのこういつた審議がある、こう思うわけでございますから、しっかりと今後とも御指導いただきながら頑張らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

○川端国務大臣 先ほど来御議論ありましたように、郵政の関連企業がこれからの経営形態がはっきりしないということに置かれていることは国民的にも大変不幸なことであるというふうに基本的に思っております。

そういう中でということが起こっているかというところはもう先生御案内のとおりでありまして、過度の分社化で業務の縦割りが行き過ぎて、非常に硬直化している、利便が低下していることや、あるいは十年後に完全に民営化されたら、金融、貯金と保険業務がなくなったら、ユニバーサルサービスが担保できなくなる、そして小規模郵便局は経営ができなくなるといことで、郵便局の長年のネットワークが崩壊するという危機を何とかして脱しなければいけないと思つて、この法案の成立に全力を挙げてまいりたいと思つております。

○田中（康）委員 三権分立といいますが、マスメディアというか報道機関というものが四権であるとするならば、そこが一年前から述べてきたことをやはり国権の最高機関においてもきちんとして議論して、そして答えを出せるということをお願いしております。

こちらに承諾必謹というパネルを用意いたしました。どういう意味だろうというふうにおっしゃる方もいるかもしれませんが、日本の戦後の時代の推移というものを感ぜますが、これは御存じのように、天皇の言葉、命令をいただく際には常に例外なくかしまった態度をとりなさいという四文字でございます。これがいつの間にか、天皇の命を受けたら必ずそれに従いなさいといういわば拡大解釈的になつてきてしまつたということが、日本の歴史を振り返る際に大事な点かと思ひます。

これはもともと、大日本帝国憲法の第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と、天皇は神聖であつて、侵してはならないということから始まつております。これが、いわゆる赤紙というような悲劇にもなつてまいりました。

恐らく、天皇の詔勅が最後に出たのは終戦の詔勅ではなからうかと思ひます。私、今日本が戦後数十年を経まして思ひますに、この承諾必謹が、天皇陛下ではなくて、なぜか、マッカーサーさんという方と背丈の違う写真が写つて、それ以降詔勅がないと。天皇制の議論を私は今しているのはございませぬ。今言いましたように、必ず従いなさいではなく、常にきちんと話を受け取るということでございます。

今、承諾必謹が、私は実は、アメリカ合衆国といたところが発するものが、郵政の問題も、TPPの問題も、そのほかの問題も。私たちは、アメリカとはパートナーでございます。夫婦でございます。向こうは子供と思つているかもしれませぬ。しかし、子供であつても夫婦であつても、相手は

歩むべき道を見失つてるときには、物申すのではなくて、一緒にきちんと議論をして助言をするというのがパートナーでございます。唯々諾々と従つていくのでは、承諾必謹という言葉の本来持つていた言葉とは違う悲劇になるのではないかと思つております。私は、この郵政改革法案をめぐる議論というものは、日本が戦後の承諾必謹をどのようにアウフヘーベンできるかということではなからうかと思ひます。

保守というものは無謬性なわけではなく、無謬性はむしろ逆に机上の空論の社会主義的になつてしまひます。人間というものには至らぬ点がございます。ですから、私どもは可謬性でなくてはなりません。可謬性の上に立つて、家族や集落や地域やそして国家というものの悲しみや憂いを幸せや喜びや希望に変えていく。私は、今回の議論を通じて、ぜひともこの法案に関しても、至らなさを改むるにしくはなしという点で、与野党を問わず皆さんが真摯に御議論いただき、早期に結論が出せることを国民新党・新党日本の一員として心から願つております。そのことを申し上げて、本日の質疑といたします。

ありがとうございます。

○赤松委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩